

令和8年4月9日

保護者の皆様へ

飛島村教育委員会

令和8年度 部活動の方針について（お知らせ）

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、子どもたちの健康面、教職員の多忙化解消の観点から、小中学校における部活動のあり方が問われており、国や県において部活動の見直しが進められています。

本教育委員会は、これまでの経緯を踏まえ、令和8年度部活動の方針を、下記のとおりとさせていただきますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 平日の部活動について

- (1) 原則として、平日の練習時間は90分を上限とし、週の平日に1日以上の休養日を設けることとします。（原則月曜日に加え、平日にもう1日部活動の休養日を設けます。）
- (2) 早朝の部活動は原則実施しません。

2 土曜日・日曜日の部活動について

- (1) 土曜日の活動は「地域クラブ活動」となり、学園の管理外活動となります。委託された専門指導員の指導となり、3時間程度の活動を行います。
- (2) 大会に参加する場合は「飛島学園部活動」として参加します。
- (3) 大会参加に伴い、土曜日・日曜日の両日にわたって部活動を行った場合は、代替の休養日を設けることとします。

3 長期休業中(ゴールデンウィークを含む)の部活動について

- (1) 原則として、1日あたり3時間程度としますが、土曜日・日曜日は、部活動を行わないこととします。
- (2) 土曜日・日曜日に大会がある場合は、週3日以上休養日を設けることとします。

4 その他

- (1) 文化的部活動についても同様とします。
- (2) 今後、スポーツ庁（文部科学省）や愛知県教育委員会から部活動のあり方について、新たな指針が示された場合は、方針を遵守する方向で協議します。